

長久手町市制施行名称等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手町における市制施行に関する必要な検討、調査及び協議を行うため、長久手町市制施行名称等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について検討、調査及び協議し、町長に答申する。

- (1) 市の名称に関すること
- (2) 市制施行の時期に関すること
- (3) 住所表示の方法に関すること
- (4) その他市制施行に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 公募住民
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する答申が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員は、その公職を離れたときは、当該委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の関係者の出席者を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市制施行担当課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。